

第 25 回 共同実施事業管理委員会 議事要旨

日時：令和 3 年 12 月 21 日（火） 14 時 30 分～15 時 00 分

場所：東京都庁第一本庁舎 33 階南側 A-1・A-2 会議室

1 議題

- (1) 共同実施事業管理委員会委員の変更について
- (2) 東京都作業部会、パラリンピック作業部会及び新型コロナウイルス感染症対策作業部会の委員の変更について
- (3) 令和 3 年度第 2 四半期の実績報告について
- (4) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の大会経費の取扱いについて
- (5) 情報公開について

2 議事経過

- (1) 共同実施事業管理委員会委員の変更について
- (2) 東京都作業部会、パラリンピック作業部会及び新型コロナウイルス感染症対策作業部会の委員の変更について

上記議題について、「共同実施事業管理委員会委員の変更について」（資料 1-1）、「共同実施事業管理委員会設置要綱」（資料 1-2）、及び「東京都作業部会委員名簿」（資料 2-1）、「パラリンピック作業部会委員名簿」（資料 2-2）、「新型コロナウイルス感染症対策作業部会委員名簿」（資料 2-3）に沿って事務局より説明が行われた。

<資料 1-1～2-3 の説明概要>

- ・東京都の人事異動に伴い、共同実施事業管理委員会の委員に変更があったため、共同実施事業管理委員会設置要綱の改正を行った。
- ・東京都、国、組織委員会の人事異動に伴い、東京都作業部会、パラリンピック作業部会、新型コロナウイルス感染症対策作業部会の委員に変更があったため、委員名簿に人事異動を反映した。

上記議題について、委員から意見等はなし。

(3) 令和3年度第2四半期の実績報告について

上記議題について、「令和3年度共同実施事業に係る第2四半期執行状況報告の概要」（資料3-1）、「令和3年度オリンピック経費第2四半期執行状況報告（明細）」（資料3-2）、「令和3年度新型コロナウイルス感染症対策関連経費 第2四半期執行状況報告（明細）」（資料3-3）に沿って事務局より説明が行われた。

<資料3-1, 3-2, 3-3の説明概要>

- ・資料3-1について、第1四半期、第2四半期における執行済の金額を記載している。
- ・オリンピック経費、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の合計について、2,906億円の交付決定額に対して、第2四半期までの執行済額は494億円となっている。
- ・現在の執行率は約17%であるが、第2四半期は大会が実際に行われた時期であり、多くの支払いが10月以降に発生するため、今後履行確認済が増えていく見通しである。
- ・資料3-2に第2四半期のオリンピック経費、資料3-3に第2四半期の新型コロナウイルス感染症対策関連経費の明細を記載している。

上記議題について、委員から意見等はなし。

(4) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の大会経費の取扱いについて

上記議題について、2021年12月21日の三者合意「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の大会経費の取扱いについて」を踏まえた共同実施事業について（資料4-1）、共同実施事業の今後の進め方等について（資料4-2）、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の大会経費の取扱いについて」（資料4-3）、「大会経費の見通し・分担」（資料4-4①）、「組織委員会決算の見通し」（資料4-4②）に沿って事務局より説明が行われた。

<資料4-1～4-4②の説明概要>

- ・資料4-1については、資料4-3の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会経費の取扱いに係る合意に該当する主な事業を記載したものである。資料4-2については、これを踏まえた共同実施事業の今後の進め方を記載しており、対象事業については、改めてパラリンピック作業部会と新型コロナウイルス感染症対策作業部会において確認した上で、最終的に決定する。
- ・パラリンピック経費については、過年度に既に契約済、執行している事業も対象事業となる。東京都作業部会に確認を受けていない対象事業については、東京都作業部会でも確認を行った上で、パラリンピック作業部会で確認を行う。また、今後対象事業が追加で生じた場合も同様の取扱いをする。
- ・資料4-3の合意における「国内外の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた観客数の取扱いの決定に伴い、公費負担の対象となるパラリンピック経費の基本的な考え方に合致す

ることとなった事業に関する経費」に該当する主な事業は、放送関係である。無観客により、パラリンピックを契機とした共生社会の実現には、放送、報道が事実上、パラアスリートの姿を国内外に発信する唯一の手段になったことから、公費負担の対象として整理した。

- ・また「新型コロナウイルス感染症対策のうち、国内外の感染状況の変化に対応して講じられた措置に関する経費」の主な事業については、大会の感染症対策の中心的機能を果たす事業は、国全額負担と整理され、それ以外については、国と東京都で2分の1ずつ負担と整理される。
- ・資料4-4①について、合意文書と対象事業を織り込んだ大会経費の見通し及び分担である。見通しの支出計は1兆4,530億円となり、V5に比べて1,910億円のマイナスである。東京都がV5予算の範囲内で、安全・安心な大会運営実施の観点から、共同実施事業負担金(安全対策)を支出することとなっている。
- ・資料4-4②について、組織委員会の決算見通しであり、無観客によるチケット売上の減収があった一方、支出抑制に取り組み、共同実施事業負担金(安全対策)により、収支それぞれの合計は6,343億円となっている。
- ・これらの経費については、2022年春頃まで仮設撤去や原状回復の工事が残っている。また、契約の見直しについても減額交渉などを進めている最中であり、2021年11月末時点の予算執行状況を集計したものであるため変動する可能性があるが、引き続き、収入確保に努め、経費節減に努めていく。

上記議題について、委員からの主な意見等は以下のとおり。

- ・今回の合意により、都は共同実施事業負担金(安全対策)を支出することとなった。引き続き、三者で事業の確認や経費の精査などを行い、組織委員会においては、契約の変更や履行確認等、一層適切に行っていただきたい。今後とも、都民・国民の理解を得られるように取り組むことが重要であり、引き続き協力をして進めていきたいと考えている。
- ・V5策定以降、変異株の出現や無観客開催という様々な困難があったものの、国、東京都、組織委員会、その他関係者との連携、協力により大会が開催出来たと考えている。また、財政面において、国、東京都、組織委員会の間で合意出来たことについて大変感謝している。組織委員会においては、引き続き契約の適切な手続き、更なる経費の縮減、収入の増収努力等を行っていく。

(5) 情報公開について

上記議題について、「東京 2020 大会に係る共同実施事業の契約案件一覧」(資料 5)に沿って事務局より説明が行われた。

<資料 5 の説明概要>

- ・資料 5 は、共同実施事業の契約案件一覧であり、契約ごとに、契約件名、契約者、調達方法、契約金額を掲載している。新たにパートナー企業 4 社 (コクヨ株式会社、タイムズ 24 株式会社 (パーク 24 株式会社の子会社)、株式会社 AOKI ホールディングス、株式会社川島織物セルコン(株式会社 LIXIL の契約締結当時の子会社))について、契約金額公表の手続きが整った。
- ・ローカルパートナーについては、令和 3 年度に新たに対象となるものも含め、公表にむけて出来る限り尽力していく。トップパートナーについては、IOC との関係もある中で、公表には至っていない。引き続き調整を続けていく。

上記議題について、委員からの主な意見等は以下のとおり。

- ・残る契約についても、ローカルパートナーについては、調整が進んでいるとの事であるが、引き続きよろしく願いたい。トップパートナーについても、IOC との調整が必要という事があるかと思うが、引き続きよろしく願いたい。

3 意見交換

委員から意見等はなし。

4 閉会